

福祉資金貸付制度の現状について

1 見直しの背景

福祉資金貸付制度は、武蔵野市が全国に先駆けて実施した、居住不動産を担保に福祉資金を融資する制度である。

具体的には、「武蔵野市福祉公社が提供する有償在宅福祉サービスの費用を、不動産を担保に市が貸し付ける」ものであり、福祉公社の設立時のコンセプトは、フロー（＝現金収入）の少ない高齢者に、自己が所有するストック（＝不動産等の資産）を使って、在宅生活が継続できるような仕組みを創設し、高齢者の在宅生活をサポートすることにあつたが、制度開始より30年以上が経過し、以下の点で社会状況が変化してきている。

- (1) 介護保険制度の創設・普及により、在宅福祉サービスの供給体制、供給量が大きく変化したため、福祉公社の提供する有償在宅サービスが需要・供給ともに低下していること。
- (2) 国・民間金融機関による類似事業が実施されていること。
- (3) 制度が持つ不動産価格下落リスク・貸付期間の長期化リスクが顕在化し、平成22年度には債権未回収の事例が発生したこと。
- (4) 福祉公社が平成25年度の公益法人化に向けて組織・事業の整理・見直しを進めていること。

2 見直しの視点

上記のとおり、開始当時とは社会状況が変化してきているため、以下の視点で市が一般財源を投入して当制度を継続する是非を検討する。

- (1) 介護保険制度の創設・普及により、福祉公社の提供する有償在宅サービスが需要・供給ともに低下している。

別紙1－2～3頁「公社各種サービス・福祉資金貸付に関する社会状況の比較」

別紙1－4頁「福祉公社有償在宅福祉サービス種別提供額の推移」

- (2) (1)に関連して、貸付の内容は「生活費（80,000円以内/月・人）」が主であり、次いで「医療費」「住宅改修費」となっている。「家事援助（必要に応じて）」の占める割合は低下しており、貸付の内容が公社の提供する有償在宅サービスの費用と必ずしも結びついていない。

別紙1－5頁「福祉公社有償在宅福祉サービス種別提供額の推移（貸付利用者のみ）」

- (3) 国・民間金融機関による類似事業が実施されており、(2)で述べたように、現行の貸付内容の大半は類似制度で提供可能と考えられる。

別紙1－6～7頁「各種リバースモーゲージ制度の比較」

(4)制度が持つ不動産価格下落リスク・貸付期間の長期化リスクが顕在化し、平成22年度には債権未回収の事例が発生した。

別紙1－8頁「地価公示価格と平均寿命表の推移」

別紙1－9頁「福祉資金貸付 限度額到達者リスト」

3 現状認識

市が公費（＝税金）を投じて直接利用者にサービスの購入資金を貸付ける意義は、上記2(1)～(4)で示したとおり、現時点ではすでに薄れていると思われるが、さらに以下の点を追記する。

(1)制度リスクの顕在化・制度の目的との矛盾

リスクの顕在化については、2(4)で述べたとおり。

また、制度開始の趣旨が「住み慣れた地域で暮らす」ことから、条例上では限度額到達の場合には即時返済を求めているものの、生存中は返済を猶予し、利子も凍結するなど、条例と実態とが矛盾している。

返済者のうち約17%が限度額到達を理由とした金銭消費貸借契約解除であり、限度額到達後の処遇については制度創設時からの議論であるが、明確な結論は出ていない。

(2)制度検討時の想定との不一致

制度検討時には「65歳で契約して平均余命を10～15年と考えると、1人当たり2,000～2,500万円相当の資産の裏付けが必要」と試算していたが、平均寿命が延びたことから、20年を超える利用者もおり、高額な担保資産の必要性あるいは限度額到達リスクが高まった。

また、制度開始時は「資産はあるが現金収入の少ない高齢者に貸し付ける」としているものの、所得制限を設けなかったため、近年では「資産もあり、現金収入もある人」に貸し付けている例が散見され、一般財源の用途としての是非が問われている。

4 課題

(1)福祉資金貸付制度を基礎的自治体が税を原資として実施する必要性について

(2)類似制度に対する市及び福祉公社の関わり方について